

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第388号

令和6年5月2日

被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）

被害少年の保護のための活動（以下「被害少年保護活動」という。）については、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年9月1日本部訓令第16号。以下「訓令」という。）及び「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（令和4年4月5日付け熊生企第305号。以下「旧通達」という。）に基づいて推進しているところであるが、SNS等の利用に起因する児童の性的被害、痛ましい児童虐待事件、学校におけるいじめに起因する児童生徒の自殺等憂慮すべき重大な事案が発生している現状を踏まえ、引き続き、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、個々の被害少年の状況に応じ、効果的な保護対策を推進する必要がある。

この度、別添1「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（令和6年3月8日付け警察庁丙人少発第19号）及び別添2「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」（令和6年3月8日付け警察庁丁人少発第269号）のとおり警察庁通達が発出されたことから、関係所属にあつては、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、訓令及び警察庁通達により、組織的かつ効果的な被害少年保護活動に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」及び「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。